○国土交通省告示第九百二十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月二十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

境谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十三年建設省告示第六十九号で指定した土地の区域を除く。）

高知県長岡郡大豊町西峰

字向イ屋敷　八三番一　一号

八五番　二号及び三号

字上向イ屋敷　一〇〇番二　四号

三八六九番　五号

一一二番二　六号

一一五番三　七号及び八号

一一八番三　九号

字タカンホウ　一二五番一　十号

高知県長岡郡大豊町柚木

字柚谷東　一四七一番　十一号

一四六二番五　十二号

字高方谷　八七六番　十三号

八七七番　十四号

八八二番　十五号

字板鳴東　九一六番一　十六号

九一四番　十七号及び十八号

九二〇番一　十九号

ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和三十三年建設省告示第六十九号で指定した土地の区域及びイに掲げる土地の区域を除く。）

高知県長岡郡大豊町柚木

字高方谷　八七四番から八七六番まで

一四七八番二及び一四七八番三

一四七九番二及び一四七九番三

一四六二番五

一四六二番七

八七三番

一四六八番

一四六九番から一四七一番まで

一五〇四番四及び一五〇四番五

一五〇四番四七

一五〇四番四九から一五〇四番五二まで

一五〇四番六〇

一五〇四番二八四

高知県長岡郡大豊町西峰

字野岸　一三六番一から一三六番六まで

三八七五番一及び三八七五番二

三八七六番一から三八七六番三まで

三八七七番一から三八七七番六まで

三八七八番一から三八七八番三まで

三八七九番一から三八七九番五まで

四〇三四番一及び四〇三四番二

四〇三四番四

四〇三五番

四〇三六番一から四〇三六番三まで

四〇三六番五

四〇三六番七及び四〇三六番八

四〇三七番一及び四〇三七番二

四〇三八番及び四〇三九番

四〇四〇番一から四〇四〇番四まで

四〇四二番四及び四〇四二番五

四〇四二番一三及び四〇四二番一四

四〇四二番一六及び四〇四二番一七

四〇四二番二一

○国土交通省告示第九百二十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月二十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西谷右支

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県長岡郡本山町瓜生野

字日野裏　二〇三番　一号、二号及び九号

一八六番　四号

一九二番　五号

一九〇番二　六号及び七号

一九三番四　八号

字中蔵　六七番二　三号

ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（イに掲げる土地の区域を除く。）

高知県長岡郡本山町瓜生野

字中蔵　六七番一

六八番及び六九番

八〇番

字上作屋敷　八三番

八六番から九〇番まで

九二番

字去屋久保　一〇六番一から一〇六番四まで

八九五番

一〇八番

一〇九番一から一〇九番三まで

一一二番から一一五番まで

一一六番一から一一六番六まで

一一八番

一二六番四から一二六番八まで

一二八番及び一二九番

一三三番

一三三番一及び一三三番二

一四〇番

一四四番一及び一四四番二

一四六番

一四八番

八九九番

九〇一番一

九〇四番二から九〇四番五まで

九〇四番七

九〇五番二及び九〇五番三

字奥荒　一五二番一から一五二番五まで

一五七番一から一五七番四まで

一五七番六及び一五七番七

一五七番一〇から一五七番二七まで

字日野裏　一六五番及び一六六番

一六七番一から一六七番七まで

一六九番

一七一番

一七六番

一七八番一及び一七八番二

一七九番一から一七九番三まで

一八〇番一から一八〇番三まで

一八一番二から一八一番四まで

一八四番一から一八四番四まで

一八六番

一九〇番一から一九〇番三まで

高知県長岡郡本山町屋所

字赤ガシ　八二〇番二

八二〇番一四から八二〇番一八まで

八二〇番二一及び八二〇番二二

字猪澤　八二一番一から八二一番四まで

八二一番六から八二一番八まで

八二一番一〇

八二一番一三

八二一番一九から八二一番二四まで

字池ノ谷　八二二番一

八二二番三から八二三番一〇まで

八二三番一二から八二三番一四まで

八二三番一六から八二三番二四まで

字桑野川　八二三番二

字千足　八二三番三

八二三番五

高知県土佐郡土佐町大渕

字池ヶ谷　六八〇番

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西谷左支

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域